



甲種防火管理再講習受講案内

市川市消防局・市川市消防協力会

防火管理再講習について

一定規模以上の甲種防火対象物の防火管理者は、常に最新の知識と技能を得ている必要があり、その知識と技能をもとに防火対象物の防火安全対策、人命安全対策などの高度な対策を講じることができなければなりません。そのため、消防法で一定の防火対象物の防火管理者に対して5年に1度の再講習が義務付けられたものです。

1 対象者

収容人員が300人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者

※「甲種防火管理再講習について定める件（平成16年4月27日消防庁告示第2号）」

※別紙1「防火対象物の用途の区分」、別紙2「再講習フローチャート」を参照してください。

2 講習日時

令和4年6月30日（木）

午前9時25分～午前11時50分（午前9時00分から受付開始）

※受講日の遅刻・途中退場は講習修了とは認められませんので注意してください。

3 講習場所

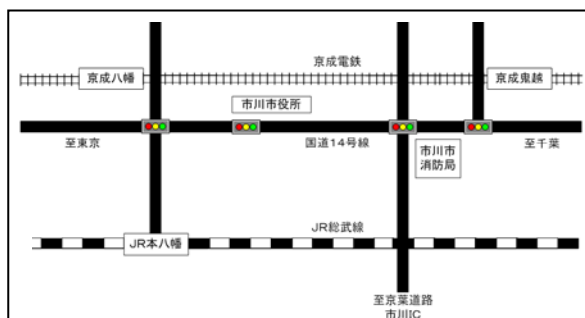
市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局5階ホール

※駐車場はありません。

交通機関及び自転車、バイクをご利用ください。

※JR本八幡駅より徒歩15分
京成鬼越駅より徒歩5分

市川市消防局案内図



4 受講定員 45名

（応募人数が定員を超えた場合は、まず次に掲げる要件を満たす方を優先して決定します。ただし、同じ要件を満たす方が複数いる場合は抽選により決定します。）

- (1) 第1優先：市川市内の防火対象物の防火管理者の方
- (2) 第2優先：市川市内在住又は在勤の方
- (3) 第3優先：その他の方

5 受講料 3,000円（テキスト代、冊子代及び修了証カード代含む。）

応募者の中から抽選した結果、当選された方のみに振込先をメール又は郵送にて連絡します。なお、振込期間が短いためご注意ください。

※ 振込の際は、受講者本人のフルネームで振込をしてください。また、振込後に受講者の都合によりキャンセル又は当日欠席した場合は、受講料から手数料を差し引いた金額を返金します。

なお、「9 講習中止について」の理由により講習会が中止となった場合は、受講料を全額返金します。

6 応募方法

応募者1名につき1回までの応募となりますので、次のどちらかの応募方法で応募してください。

(1) オンラインWEBサイトによる応募

ア 講習名「令和4年6月30日開催 甲種防火管理再講習」

イ 応募はこちらから→ (<https://logoform.jp/form/cGft/87527>)

ウ 応募締め切り 令和4年6月13日(月)午後5時00分まで

(2) はがきによる応募(記載内容をすべて記載してください。)

ア 記載内容

(ア) 講習名「令和4年6月30日開催 甲種防火管理再講習」

(イ) 氏名(フリガナも記載)

(ウ) 住所(郵便番号から記載)

(エ) 電話番号(日中連絡できる番号)

(オ) 生年月日(西暦で記載)

(カ) 修了証交付年月日

(キ) 修了証交付番号

(ク) 取得講習機関名

(ケ) 選任されている防火対象物名

(コ) 選任されている防火対象物の住所

(サ) 勤務している防火対象物名((ケ)と異なる場合は記入)

(はがき記入例)

(シ) 勤務している防火対象物の住所((コ)と異なる場合は記入)

イ 応募先

〒272-0021 千葉県市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局 予防課 指導担当宛て

ウ 応募締め切り 令和4年6月13日(月)必着

(表面)	(裏面)
切手	令和4年6月30日 甲種防火管理再講習
2720021	(ア) 消防 太朗
市川市消防局	(イ) 〒272-0021
指導担当	(ウ) 千葉県市川市八幡1丁目8番1号 市川マシオン 101号室
行	(エ) ●●●●●●●●
	(オ) 西暦●●●●年●●月●●日
	(カ) (修了証交付年月日記載)
	(キ) (修了証交付番号記載)
	(ク) (取得講習機関名記載)
	(ケ) (選任されている防火対象物名を記載)
	(コ) (選任されている防火対象物の住所を記載)
	(サ) (勤務している防火対象物名を記載)
	(シ) (勤務している防火対象物の住所を記載)

7 抽選結果日

(1) オンライン応募サイトで応募をした方は、令和4年6月14日(火)にメールにて連絡します。

(2) はがきで応募をした方については、当選した方のみ令和4年6月17日(金)までに受講の案内等を送付します。

(3) 当選した方で、キャンセルする場合は市川市消防局予防課指導担当までご連絡ください。

※ 当選結果のお問い合わせはご遠慮ください。

8 持ち物

(1) 筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム等)

(2) 顔写真付きの本人確認書類(免許証、マイナンバーカード、パスポート等)

※ 顔写真付きの本人確認書類がない方は、下記の①～⑤の中から2点ご提示ください。

①健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証、②共済組合員証、③公の機関が発行した資格証

明書、④国民年金、厚生年金保険年金及び船員保険年金手帳（証書）、⑤共済年金証書等

9 講習中止について

新型コロナウイルス感染拡大により開講が困難な場合は中止とします。事前に中止を決定した場合はメール又は電話にて連絡いたします。

10 問い合わせ

〒272-0021 千葉県市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局 予防課 指導担当

電話番号 047-333-2116（土日、祝日を除く。午前9時00分～午後5時00分）

防火対象物の用途の区分

特定防火対象物とは

百貨店、旅館、飲食店など不特定多数の人が出入りする防火対象物や病院、老人福祉施設
幼稚園など災害時に援護を必要とする人たちを収容する防火対象物のことです。（下表参照）

（消防法施行令別表第 1 を一部抜粋）

防火対象物の項別区分		防 火 対 象 物 の 用 途
(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、ニ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6) 項	イ	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i） 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。 （ii） 医療法第 7 条第 2 項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。
		次のいずれにも該当する診療所 （i） 診療科名中に特定診療科名を有すること。 （ii） 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所
		患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

防火対象物の項別区分			防 火 対 象 物 の 用 途
(6) 項	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設等
		(2)	救護施設
		(3)	乳児院
		(4)	障害者入所施設
		(5)	障害者支援施設及び短期入所等施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）
	ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）等
		(2)	更正施設
		(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等
		(4)	児童発達支援センター等
		(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、就労移行支援を行う施設等
	二		幼稚園又は特別支援学校
(9) 項	イ		公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16) 項	イ		複合用途防火対象物のうち、その一部が上記に掲げる防火対象物の用途に供されるもの
(16の2) 項			地下街

防火管理再講習フローチャート

